

第65回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

－今後の河川敷地利用を考える－

■開催日 令和7年7月25日（金）

■時 間 10:00～15:00

■場 所 中洲会館 2階 大会議室

議 事 次 第

<午前10:00～>

現地調査

<午後13:00～>

1. 開会

2. 河川管理者からの挨拶

3. 委員長及び副委員長の選出

4. 議事

1) 前回審議の振り返りについて

（野洲川立入河川公園）（野洲川運動公園）（野洲川河川公園）

2) 更新申請に係る審議（野洲川ふれあい広場、野洲川中洲親水公園）

（1）占用許可申請説明書の概要

（2）基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について

（3）更新申請に係る審議（意見の提案及び助言）

5. 委員会の今後のスケジュール

6. 一般傍聴者からの意見聴取

7. その他

8. 閉会

第 6 3 回審議後の占用許可更新について

■第 6 3 回委員会審議対象公園 ： 野洲川立入河川公園（守山市）

1）審議対象公園に関する許可の経緯

令和 6 年 1 2 月 1 1 日 委員会において審議

令和 7 年 3 月 1 1 日 許可処分（国近整琵琶湖河川占第 1 7 7 号）

2）占用更新許可の判断

本件については、第 6 3 回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に基づき、更なる検討や取り組みの必要性について、以下のご意見をいただいたところである。

【ご意見】

- 設備改修の際に自然化を図ることへの対応
- 共同利用に関する具体的な調整を図るべき

【対応結果】

- 次回更新まで継続した確認事項として占用者へ説明した
- 野洲栗東バイパス供用による影響も鑑みて、占用者間の利用調整を促していく。

さらに、占用説明書や河川管理者の判断について文言の修正を別途ご意見頂戴した。

環境保全・再生への真摯な対応を前提に、占用期間満了に伴う更新申請については、河川法第 2 4 条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成 1 1 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 6 7 号、最終改正平成 2 8 年 5 月 3 0 日国水政第 3 3 号）の（別紙）河川敷地占用許可準則、第五（占用許可の基本方針）に基づき審査した結果、占用期間を 5 年として更新許可することが妥当と判断した。

第 6 4 回審議後の占用許可更新について

■第 6 4 回委員会審議対象公園：野洲川河川公園（野洲市）

1）審議対象公園に関する許可の経緯

令和 7 年 2 月 26 日 委員会において審議

令和 7 年 4 月 8 日 許可処分（6 国近整琵琶調河占第 183 号）

2）占用更新許可の判断

本件については、第 6 4 回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に基づき、更なる検討や取り組みの必要性について、以下のご意見をいただいたところである。

【ご意見】

- 利用者にとって隣接する 3 つの運動公園の必要性
- 共同利用に関する具体的な調整を図るべき

【対応結果】

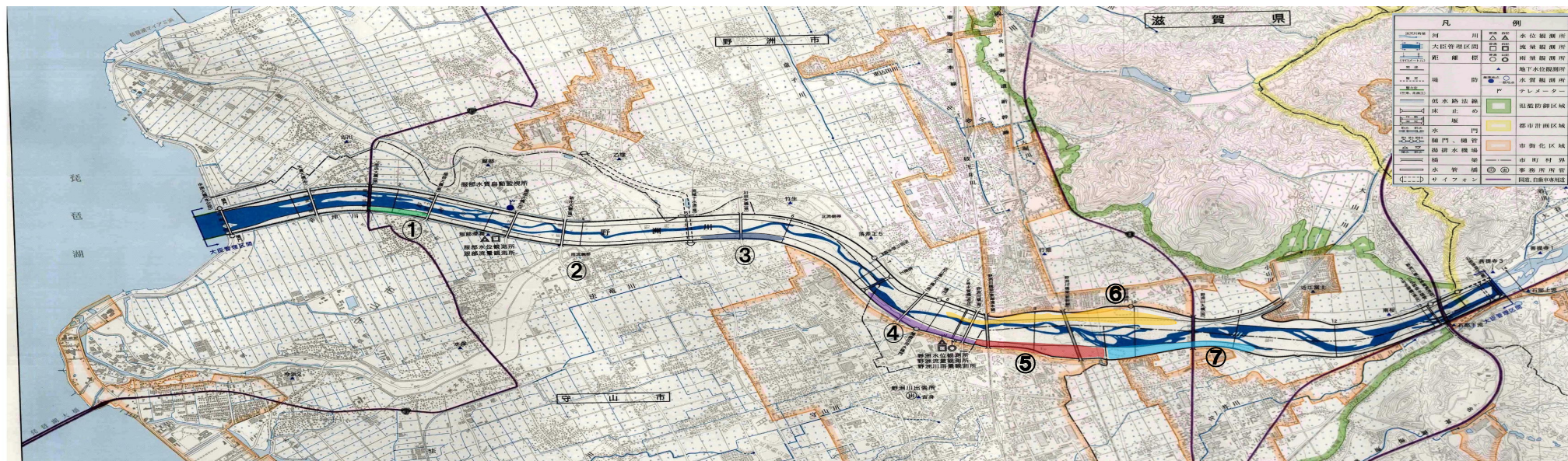
- 申請者、河川管理者ともに今後の利用状況を注視していく。
- 野洲栗東バイパス供用による影響も鑑みて、占用者間の利用調整を促していく。

さらに、占用説明書や河川管理者の判断について文言の修正を別途ご意見頂戴した。

環境保全・再生への真摯な対応を前提に、占用期間満了に伴う更新申請については、河川法第 24 条（土地の占用の許可）の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号、最終改正平成 28 年 5 月 30 日国水政第 33 号）の（別紙）河川敷地占用許可準則、第五（占用許可の基本方針）に基づき審査した結果、占用期間を 5 年として更新許可することが妥当と判断した。

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設	地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和2年12月1日 ～令和7年11月30日	令和7年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	令和11年 度	散策広場、クレイ広場、芝生広 場、バスケットコート、グラウン ドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日	令和10年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	令和11年 度	芝生広場、多目的運動場、野 球場、陸上競技場、テニスコ ート、ゲートボール場、グラウン ドゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	令和3年10月1日 ～令和8年9月30日	令和8年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、テニスコート、ソフトボ ール場、多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本 地先～野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									



基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
野洲川ふれあい広場

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

広場の施設(工作物)の設置による環境への影響は軽微であり、利用において薬品及び除草剤は使用しておらず、自然環境に配慮されている。治水面では流下能力の維持や河川管理上の視界の確保に寄与している。また、利水に悪影響を与える施設はない。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

時間帯を問わず自由使用を原則としており、誰もが広場を利用することができる。親水護岸がなく河川に近づくことはできないが、ビワイチよりみちコースが併設されており広大な河川空間で休憩し、遊べる施設となっている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

施設は洪水時に治水上の支障を生じさせないようベンチ等の最小限の施設で整備されており、撤去が必要な施設もない。利用者の安全については、安全点検や、定期的な監視・巡視など、シルバー人材センターによる維持管理体制が構築されている。さらに利用者への指導として、ゴミの持ち帰りや危険行為等への注意を促している。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

野洲市地域防災計画にて「地震」、「土砂災害」時の指定緊急避難場所に指定されている。今後は施設の縮小・廃止を含めて供用前の状態に戻す検討がなされており、役割や必要性の観点から協議を行っていく。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

整備は必要最小限であり、供用前の状態に復元可能なように容易に撤去できる構造物で整備されている。今後は施設の縮小・廃止を含めて供用前の状態に戻す検討がなされており、役割や必要性の観点から協議を行っていく。

⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

占有的な利用の際は事前に申請書の提出を求めており、近隣の公園とは目的が違うため競合は起きていない。一方野洲川で唯一、市をまたいで管理されている広場であり、方向性の合意が図れるよう、河川管理者としても協力していく。

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について(案)
野洲川中洲親水公園(あめんぼう)

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

治水面では、必要最小限の設備が設置基準に合わせて整備されており、良好な管理によって流下能力の維持や河川管理上の視界の確保に寄与している。自然環境についても悪影響を与えないよう一定の配慮に努めている。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」の計画通り、親水護岸を介して水辺とふれあえる施設である。小学校の課外授業や各種イベント等環境学習にも利用されており、堤内地では実現できない河川空間となっている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

施設は洪水時に治水上の支障を生じさせないように必要最小限の施設で整備されており、撤去が必要な工作物は出水期前に撤去訓練が行われている。安全面では管理者による見回りや、施設の点検が行われており、案内図により利用案内と水辺で遊ぶときのルールが見やすく掲示されている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

地元小学校の教育の機会に活用されているだけでなく、川に親しむイベントや防災イベントを通じて年齢を問わず治水、防災、河川環境を学び、親しむ場となっている。また、災害時の避難、復興、復旧の拠点としても利用が期待できる。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

公園施設の構造物は必要最小限であり、供用前の状態に復元可能のように容易に撤去できる構造物で整備されている。目的別に広場が整備されており、遊具の設置についても計画に沿った検討を図っていく。

⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

近隣に親水空間と親しむことを目的とした公園はないため競合は起きていない。占有的な利用の際は事前に申請書の提出を求めている。

今後のスケジュールについて(令和7年度～)

[illegible]